

東日本大震災復興特別貸付のご案内

利用対象者	融資限度額	融資期間 (据置期間)	融資利率
・震災により直接被害を受けた方 ・原発事故に係る警戒区域等に 事業所を有する方	【国民生活事業】6千万円(上乘せ) 【中小企業事業】3億円(別枠) 【商工中金】 3億円(別枠)	設備資金 20年以内(5年以内) 運転資金 15年以内(5年以内)	貸付後3年間 最大1.4%引下げ 【上限】国民生活事業:3千万円 中小企業事業:1億円 商工中金 :1億円 4年目以降又は上限を超えた部分 最大0.5%引下げ
間接被害を受けた方 (上記対象者の方と一定以上の 取引がある方)		設備資金 15年以内(3年以内) 運転資金 15年以内(3年以内)	
その他震災の影響により、売上 げ等が減少している方等	【国民生活事業】4千8百万円 【中小企業事業】7億2千万円 【商工中金】 7億2千万円	設備資金 15年以内(3年以内) 運転資金 8年以内(3年以内)	基準金利より最大0.5%引下げ (特例あり)

お問い合わせ先

日本政策金融公庫(国民生活事業)	水戸支店	029-221-7137	
	土浦支店	029-822-4141	日立支店 0294-24-2451
日本政策金融公庫(中小企業事業)	水戸支店	029-231-4246	
商工組合中央金庫	水戸支店	029-225-5151	